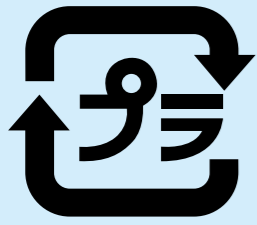


容器包装プラスチック



- ♻️マークがついているもの
- ♻️マークは外箱や外袋に表示されている場合があります。
- 注目!** 食品等が付着したものは絶対に出さないようお願いします。

プラスチック製
容器包装
法定識別マーク



マークが目印

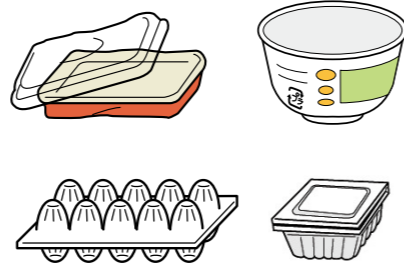
注目! 裏が銀色でも出せます。

シャンプー・洗剤
などのボトル類



食用油・ソース・化粧品
の容器 など

トレー・パック・
カップ類



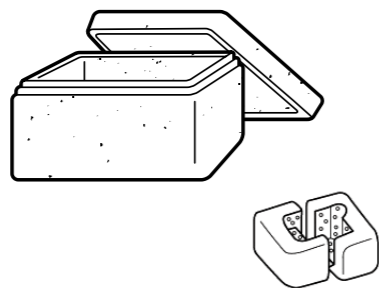
肉・魚などのトレー、卵のパック、
カップめん・プリンなどの容器 など

袋・フィルム類



レジ袋、スナック菓子の袋、
詰め替え用シャンプーの袋 など

発泡スチロールの箱・
その他緩衝材類



発泡スチロール緩衝材、
保冷用発泡スチロールの箱 など

その他



ペットボトルのキャップ、
歯磨き粉・クチャップなどのチューブ類、
薬(錠剤)のシート など

間違えやすいもの

「容器包装プラスチック」以外の
プラスチック製品



→分別は、
「可燃ごみ」(P.12、13)、
「破碎ごみ」(P.14)です。

医師の指導による在宅医療廃棄物

♻️マークが付いて
いても出せません。



→在宅医療廃棄物は、原則、
処方された医療機関へ
ご相談ください。

中身の商品を取り出した(使った)後に不要となるプラスチック製の容器(入れ物)や
包装(包み、袋)

▶ 化学原料やプラスチック製品などにリサイクルします。

ごみ出しルール

1 汚れがあるものは水洗いして、付着している食品などの汚れを落としてください。



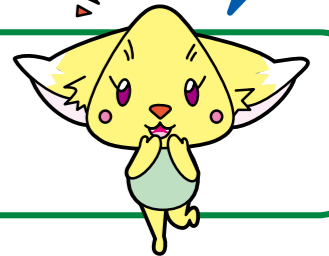
2 汚れ、においが落ちないものは可燃ごみに出してください。

3 発泡スチロール製のもの、袋・フィルム類など種類に関係なく透明または
半透明のビニール袋に入れて出してください。

風で飛ばないように
出してください。

ワンポイント

飛散しやすいごみは、ビニール袋に入れてからポリバケツなどに入れて
ごみ置場に出してもかまいません。
ただし、ポリバケツは回収しませんので後で片づけてください。



容器包装プラスチックの分け方の例

まずは ♻️マークを確認しましょう。

♻️マークの下や横に小さな字で記載してあるものが、容器包装プラスチックです。

ペットボトル飲料		コンビニ弁当		菓子	
<p>容器包装プラスチック</p> <p>ペットボトル</p>	<p>表示例</p> <p>キャップ ラベル</p>	<p>容器包装プラスチック</p> <p>可燃ごみ</p>	<p>表示例</p> <p>容器 外装フィルム</p>	<p>容器包装プラスチック</p> <p>古紙</p>	<p>表示例</p> <p>外装フィルム トレー</p>
カップめん		歯磨き粉チューブ		歯ブラシ	
<p>容器包装プラスチック</p> <p>可燃ごみ</p>	<p>表示例</p> <p>カップ 外装フィルム 粉末スープ袋</p>	<p>容器包装プラスチック</p>	<p>表示例</p> <p>キャップ チューブ</p>	<p>容器包装プラスチック</p> <p>古紙</p>	<p>表示例</p> <p>カバー</p>